

静岡県告示第175号

清水港内における公有水面埋立てについては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和5年3月17日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝 平太

1 埋立免許の日

令和5年3月13日

2 埋立人

- (1) 住所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- (2) 氏名 静岡県
- (3) 代表者 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

3 埋立区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津清見寺町1375-119番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点から①の地点を結ぶ昭和59年3月16日付け59五港建工第23号で竣功通知した埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.78mより決定）により囲まれた区域。

- ①の地点 清水灯台（北緯35度00分38.1秒、東経138度31分49.5秒）から336度14分8秒3,354.26 mの地点
- ②の地点 ①の地点から 232度51分41秒 65.13mの地点
- ③の地点 ②の地点から 342度22分2秒 40.92mの地点
- ④の地点 ③の地点から 359度57分33秒 1.20mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 89度42分18秒 14.85mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 179度42分15秒 1.20mの地点

(3) 面積

1,273.94平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津清見寺町1375-119番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域。

- Aの地点 清水灯台（北緯35度00分38.1秒、東経138度31分49.5秒）から336度58分25秒3,400.93mの地点

Bの地点	Aの地点から	142度51分41秒	135.00mの地点
Cの地点	Bの地点から	232度51分41秒	800.00mの地点
Dの地点	Cの地点から	322度51分41秒	25.00mの地点
Eの地点	Dの地点から	348度54分49秒	229.03mの地点
Fの地点	Eの地点から	52度51分41秒	160.00mの地点
Gの地点	Fの地点から	163度13分10秒	48.83mの地点

(3) 面積

56,992.75平方メートル

5 埋立地の用途

埠頭用地

6 出願年月日

令和4年12月1日